

令和3年第2回定例会（9月議会）
福祉環境分科会・福祉環境委員会
提出資料

令和3年9月16日
生活環境部

補正予算関係

◎なし

議案関係

◎環境管理課

・秋田県公害防止条例の一部を改正する条例案について 1

◎生活衛生課

・公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案について 2

秋田県公害防止条例の一部を改正する条例案について

環境管理課

1 改正理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号）において経過措置として定められた排水基準の適用期間の終了により、秋田県公害防止条例（以下「条例」という。）で定める排水基準に係る規定の整備を行う必要がある。

2 改正経緯

- 条例第40条では、水質汚濁防止法（以下「法」という。）で定める排水基準に代えて、より厳しい「上乘せ排水基準」を定めている。
- 平成26年12月の省令改正により、「カドミウム及びその化合物」については、法の排水基準が条例の上乗せ排水基準より厳しい値となったが、「金属鉱業」等の一部業種については、直ちに達成することが困難であるとして「暫定排水基準」が定められている。
- この暫定排水基準の適用期間が令和3年11月30日に終了することから、条例の上乗せ排水基準の効力が失われることとなり、規定の整備が必要となる。

【参考】カドミウム及びその化合物の排水基準の推移

（単位：mg/L）

適用期間		～H26. 11. 30	H26. 12. 1～R3. 11. 30	R3. 12. 1～
法	金属鉱業等以外	0. 1	0. 03	0. 03
	金属鉱業等		暫定 0. 08～0. 1	
条 例		0. 05		整備必要

3 改正内容

- (1) 法の排水基準に代えて適用する条例の上乗せ排水基準のうち、カドミウム及びその化合物に係るものを廃止することとする。（別表第2関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

4 施行期日

令和3年12月1日から施行する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正理由

公衆浴場の風紀の保持を図るため、混浴を制限する年齢を引き下げる必要がある。

2 改正経緯

- 厚生労働省は、令和2年12月10日付けで「公衆浴場における衛生等管理要領」の一部を改正し、混浴制限年齢を「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げた。
- これは、公衆浴場における男女の混浴制限年齢の見直しを行う目的で実施した厚生労働科学特別研究事業の結果や、パブリックコメントの意見を踏まえたものである。
- 以上により、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第3条第2項の規定に基づき都道府県が条例で定めることとされている「浴場業を営む者が講じなければならない公衆浴場の風紀に必要な措置の基準」について見直しを行うものである。

3 改正内容

「浴場業を営む者が講じなければならない公衆浴場の風紀に必要な措置の基準」として、7歳（現行10歳）以上の男女を混浴させてはならないこととする。

（第3条関係）

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第三条 法第三条第二項の規定による浴場業を営む者が講じなければならぬ浴場(前条第二号に掲げる浴場を除く。)についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」という。)の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜二十三 略</p> <p>二十四 七歳以上の男女を混浴させないこと。</p>	<p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第三条 法第三条第二項の規定による浴場業を営む者が講じなければならぬ浴場(前条第二号に掲げる浴場を除く。)についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」という。)の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜二十三 略</p> <p>二十四 十歳以上の男女を混浴させないこと。</p>

・ソーセージ製造業に限る。
 次号(一)の項及び第六号において同じ。)、食用アミノ酸製造業、ソース製造業(トマト加工品製造業を除く。次号(一)の項において同じ。)、食酢製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業(てん菜糖製造業を除く。同号(一)の項において同じ。)、飲料製造業(ビール製造業及び果実酒製造業に限る。同号(一)の項及び第六号において同じ。)、動物系飼料製造業(魚粉飼料製造業(フィッシュソリユブル製造業を含む。))を除く。次号(一)の項及び第六号において同じ。)、有機質肥料製造業、動物植物油製造業、でん粉製造業(かんしよでん粉製造業及びばれいしよでん粉製造業を除く。次号(一)の項及び第六号において同じ。)、化工でん粉製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、煮豆製造業、インスタントコーヒー製造業、紡績業、繊維製品製造業、繊維製品加工業(染色整理業及び副蚕糸製造業を除く。次号(一)の項において同じ。)、

・ソーセージ製造業に限る。
 以下同じ。)、食用アミノ酸製造業
 、ソース製造業(トマト加工品製造業を除く。第六号(一)の項において同じ。)、食酢製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業(てん菜糖製造業を除く。第六号(一)の項において同じ。)、飲料製造業(ビール製造業及び果実酒製造業に限る。以下
 同じ。)、動物系飼料製造業(魚粉飼料製造業(フィッシュソリユブル製造業を含む。))を除く。以下
 同じ。)、有機質肥料製造業、動物植物油製造業、でん粉製造業(かんしよでん粉製造業及びばれいしよでん粉製造業を除く。以下同じ。)、化工でん粉製造業
 、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、煮豆製造業、インスタントコーヒー製造業、紡績業、繊維製品製造業、繊維製品加工業(染色整理業及び副蚕糸製造業を除く。第六号(一)の項において同じ。)、

洗毛業、化学繊維製造業、木材薬品処理業、パルプ製造業（溶解サルファイトパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業、ケミグラインドパルプ製造業、セミケミカルパルプ製造業及び木材以外のパルプ製造業を除く。）、紙製造業、紙加工品製造業（繊維板製造業を除く。同号(一)の項において同じ。）、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業（発酵工業に属するエチルアルコール製造業、ゴム加硫促進剤製造業、ゴム老化防止剤製造業、合成染料製造業、染料・医薬中間物製造業及び有機顔料製造業を除く。）、石けん製造業、硬化油製造業、脂肪酸製造業、香料製造業、写真感光材料製造業、医薬品製造業、火薬製造業、農薬製造業、試薬製造業、石油精製業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、有機質砂かべ材製造業、人造黒鉛電極製造業、ガス供給業、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めつき施設

洗毛業、化学繊維製造業、木材薬品処理業、パルプ製造業（溶解サルファイトパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業、ケミグラインドパルプ製造業、セミケミカルパルプ製造業及び木材以外のパルプ製造業を除く。）、紙製造業、紙加工品製造業（繊維板製造業を除く。第六号(一)の項において同じ。）、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業（発酵工業に属するエチルアルコール製造業、ゴム加硫促進剤製造業、ゴム老化防止剤製造業、合成染料製造業、染料・医薬中間物製造業及び有機顔料製造業を除く。）、石けん製造業、硬化油製造業、脂肪酸製造業、香料製造業、写真感光材料製造業、医薬品製造業、火薬製造業、農薬製造業、試薬製造業、石油精製業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、有機質砂かべ材製造業、人造黒鉛電極製造業、ガス供給業、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めつき施設

備考 1	この表に掲げる排水基準は、排出水の量の多少にか	一 十 ・ 十	九 八 五
		略	略
略	略	業及びわ製製造業をいう。 業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めつき施設、写真現像業、病院、試験研究検査業、下水道終末処理施設及び共同処理施設	有量 銅含 業製品製造業、医薬品製造業、農薬製造業、試薬製造業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、窯業原料精製業（窯業原料用鉱物鉱業、陶磁器用坏土製造業） 木材薬品処理業、無機化学工業製品製造業、医薬品製造業、農薬製造業、試薬製造業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、窯業原料精製業（窯業原料用） 写真現像業、病院、廃油処理施設、自動車特定整備事業、自動式車両洗浄施設、し尿処理施設及び下水道終末処理施設
略	略	一・〇	略
略	略	一・〇	略
略	略	二・〇	略

備考 1	この表に掲げる排水基準は、排出水の量の多少にか	二 十 ・ 一 十	十 九 六
		略	略
略	略	業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めつき施設、写真現像業、病院、試験研究検査業、下水道終末処理施設及び共同処理施設	有量 銅含 業製品製造業、医薬品製造業、農薬製造業、試薬製造業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、窯業原料精製業 木材薬品処理業、無機化学工業製品製造業、医薬品製造業、農薬製造業、試薬製造業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、窯業原料精製業 写真現像業、病院、廃油処理施設、自動車特定整備事業、自動式車両洗浄施設、し尿処理施設及び下水道終末処理施設
略	略	一・〇	略
略	略	一・〇	略
略	略	二・〇	略

付表
略

5
～
7
略

- かわらず、適用する。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる排水基準は、当該(一)又は(二)に定める排出水について適用する。
- (一) この表第五号(一)の項の排水基準のうち八郎湖に流入する公共用水域に排出される排出水に係る排水基準並びに同号(二)の項、第十号及び第十一号の排水基準 一日当たりの平均的な排出水の量が三十立方メートル以上である特定事業場に係る排出水
- (二) この表第七号の排水基準 一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル未満である特定事業場に係る排出水
- 2 次の(一)又は(二)に掲げる排水基準は、当該(一)又は(二)に定める排出水について適用する。
- (一) この表第五号(一)の項の排水基準 湖沼又は海域に排出される排出水のほか、八郎湖に流入する公共用水域に排出される排出水
- (二) この表第五号(二)の項、第十号及び第十一号の排水基準 八郎湖又はこれに流入する公共用水域に排出される排出水
- 3 豊川又はこれに流入する公共用水域に排出される排水については、この表第五号(一)の項の規定の適用については、同項中「六〇」とあるのは、「三〇」とする。
- 4 この表第四号から第六号まで、第十号及び第十一号の排水基準は、排出水の排出される時間内において一定の間隔で当該排出水の汚染状態を測定した数値の平均値について適用する。

付表
略

5
～
7
略

- かわらず、適用する。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる排水基準は、当該(一)又は(二)に定める排出水について適用する。
- (一) この表第六号(一)の項の排水基準のうち八郎湖に流入する公共用水域に排出される排出水に係る排水基準並びに同号(二)の項、第十一号及び第十二号の排水基準 一日当たりの平均的な排出水の量が三十立方メートル以上である特定事業場に係る排出水
- (二) この表第八号の排水基準 一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル未満である特定事業場に係る排出水
- 2 次の(一)又は(二)に掲げる排水基準は、当該(一)又は(二)に定める排出水について適用する。
- (一) この表第六号(一)の項の排水基準 湖沼又は海域に排出される排出水のほか、八郎湖に流入する公共用水域に排出される排出水
- (二) この表第六号(二)の項、第十一号及び第十二号の排水基準 八郎湖又はこれに流入する公共用水域に排出される排出水
- 3 豊川又はこれに流入する公共用水域に排出される排水については、この表第六号(一)の項の規定の適用については、同項中「六〇」とあるのは、「三〇」とする。
- 4 この表第五号から第七号まで、第十一号及び第十二号の排水基準は、排出水の排出される時間内において一定の間隔で当該排出水の汚染状態を測定した数値の平均値について適用する。